

沖縄県企業局工事監督要領の運用方針

(任命要件)

第1 沖縄県企業局監督要領（以下「要領」という。）第2条第2項により任命される主任監督員と現場監督員については、そのいずれかが沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年3月30日 条例第38号 以下「条例」）第3条の資格を満たしていること。

(任命基準)

第2 監督員を任命する場合の基準は、原則として次表に掲げる職員とする。

項 目	主任監督員	現場監督員
本庁発注工事	班 長 主 幹	主 幹 主任技師
出先機関発注工事	課 長 班 長 主 幹	主 任 技 師

- 2 前項基準による2人が条例第3条の資格を満たさない場合は、班長、主幹又は課長の直近下位の、条例の資格を満たす職員を主任監督員に任命することとする。
- 3 要領第2条第4項の規定により、当該監督員の代理者を指定する場合は、当該監督員と同格の職員又は直近下位の職員を指定することとする。この場合においても第1の条件を満たすこととする。
- 4 小規模な修繕（500万円未満）又は補償工事及び撤去工事の主任監督員の任命基準は下表によることができる。

主任監督員	主任技師
-------	------

(監督員の業務分担)

第3 要領及び建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）に規定する主任監督員及び現場監督員の監督業務の分担は、次表のとおりとする。

監督業務の内容	監督要領条項	主任監督員	現場監督員
現場状況の熟知	要領第4条	○	○
一般的注意	要領第5条	○	○
資料等の整理	要領第6条		○

監督員の交替	要領第7条		○
備付け書類等	要領第8条		○
工事打合せ簿	要領第9条		○
工事の促進	要領第12条	○	○
改造請求	要領第13条	○	
破壊検査	要領第14条	○	
臨機の措置	要領第15条	○	○
条件変更等	要領第16条	○	○
設計図書の変更	要領第17条	○	○
工事の中止	要領第18条	○	○
現場代理人	要領第19条	○	
現場発生品の処理	要領第20条	○	○
工事目的物等の損害	要領第21条	○	○
契約解除の申し出	要領第22条	○	
期限延長	要領第23条	○	
工事完成報告	要領第24条	○	○
工事状況の報告	約款第11条		○
下請負	約款第12条	○	
指定材料の確認	約款第13条		○
監督員の立会い	約款第14条	○	○

(破壊検査の実施)

第4 要領第14条に規定する破壊検査は約款第17条第2項及び第3項に掲げる場合において、当該工事の施工が放射線透過試験又はその他の試験方法により試験することができない場合に行う。

(工事完成の場合の出来高の確認)

第5 監督員は、要領第24条の規定による工事施工に関する書類及び現場の確認とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 要領第8条に規定する備付け書類の整備及び確認
- (2) 県産建設資材の優先使用方針に基づく県産建設資材の使用状況の確認
- (3) 当該工事の出来高の確認